

福祉施設防犯対策 マニュアル

～まず何をやるべきか～

静岡県健康福祉部

1 防犯対策マニュアルの発刊に向けて

平成 28 年 7 月、神奈川県の障害者支援施設において多くの入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。福祉施設で地域に開かれた施設運営に努めている中、事件は外からの侵入によるもので、関係者からは想定すらしていなかったという意見が多く寄せられ、福祉施設の職員各自が想定外への「対応力」を身につけることの必要性が、改めて認識された事件でした。

防犯対策は自然災害よりも想定をしやすいので、より具体的な対策が求められます。精神論だけではリスク管理は行えません。経営者自らが方針を示し、旗を振るべきです。

そして、全ての施設が無防備でないところを外部に発信していくことが大切です。

2 防犯対策マニュアルの作成目的

犯罪企図者の侵入を完全に防ぐことは困難です。既存の福祉施設においては、あれもこれも対策を取ろうとするのではなく、「いかに入らせないようにするか」、「いかに迅速に通報するか」にポイントを絞り、まず現在ある資源を活用し、実現できることから対策を講じていくことが大切です。

このマニュアルは、まず何をやるべきかの優先度を明確にしてあります。振り返り表により施設でできていないこと（ウイークポイント）に気づくとともに、参考資料を活用することで、施設での防犯対策を検討する一助となることを目的としています。

3 目次

● リフレクションシート（振り返り表）	2
● 「いかに入らせないようにするか」の対策ポイント	3
● 「いかに迅速に通報するか」の対策ポイント	9

【参考資料】

○ 県有施設防犯点検マニュアル（抜粋）	15
○ 警察、消防の連絡先一覧	26
○ 通報事項（警察・消防）	28
○ 「エスピーくん 安心メール」の概要	29
○ Yahoo! 防災速報の概要	31
○ 110番非常通報装置の概要	32
○ 防犯マニュアルの作成方法について	34
○ 緊急対応訓練計画の作成について	38
○ 防犯対策の強化に係る施設整備補助の概要	42
○ 防犯設備工事、警備委託等の参考価格表	43
○ 防犯グッズカタログ	45
○ 静岡県社会福祉人材センター 研修年間計画一覧表	50
○ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について （平成 28 年厚生労働省通知。点検項目のみ抜粋）	52

リフレクションシート (振り返ってみましょう)

観点	区分	項目	チェック		
				「いいえ」の場合	
いかに入らせないようにするか	施設・設備	レベル 1	定期的に門扉や囲い、外灯、窓等の状況を点検していますか。		☞ 3点
			防犯診断制度の利用について警察に相談しましたか。		
		レベル 2	容易に開けられないように窓への補助錠、窓ガラスに防犯フィルムの貼付等を必要な箇所に行っていますか。		☞ 4点
	囲障へ「受付場所の案内」を掲示するなどにより、外部からの人の出入りを限定していますか。				
	レベル 3	囲障、防犯カメラの設置など国庫補助事業等を活用した防犯設備の強化を検討していますか。		☞ 5点	
	運営・体制	レベル 1	不審者への対処や安全確保に関し、会議で取り上げるなどで職員の共通理解を図っていますか。		☞ 6点
			不審者情報を速やかに把握するとともに、緊急連絡網等により職員間で情報共有を図れる体制となっていますか。		
			来訪者へのあいさつ、声掛けをする習慣はありますか。また、来訪者名簿への記入や来訪者証を使っていますか。		
		レベル 2	入所者の安全や職員の護身を含めた防犯講習や危機管理意識を高めるための研修や教育に努めていますか。		☞ 7点
職員のメンタルヘルス対策に努めていますか。					
普段から地区清掃、地域のイベント等に積極的に参加し、地域との交流を深めていますか。					
レベル 3	夜間巡回警備等の導入を検討していますか。		☞ 8点		
いかに迅速に通報するか	施設・設備	レベル 1	通報事項や関係先電話番号等は見やすい場所に掲示されていますか。		☞ 9点
			放送設備等の操作方法の確認、作動状況の点検を行っていますか。		
	レベル 2	防犯ブザーやPHS等の既存設備を活用した通報体制を構築していますか。		☞ 10点	
	レベル 3	防犯監視システムや赤外線センサー、110番直結非常通報装置(ホットライン)等の導入を検討していますか。		☞ 11点	
	運営・体制	レベル 1	緊急時、直ちに警察・消防等の関係機関へ通報するルールや不審者への対応マニュアルを定めてありますか。		☞ 12点
		レベル 2	警察、消防等関係機関の協力を得て、不審者への対応訓練と振り返りを行っていますか。		☞ 13点
			年に1回程度、防犯訓練の実施結果を基に、設備や通報ルール等の改善を検討する機会を設けていますか。		
レベル 3		誰もが直ちに通報できる体制の構築(外部緊急通報システムの導入等)を検討していますか。		☞ 14点	

「いかに入らせないようにするか」

【施設・設備関係】

レベル1

ただちに実施すべきこと

○ 囲障、外灯等の設備点検の実施

施設は、不審者の侵入防止の観点から不審者が「入りにくく」、周辺からは「見えやすい」こと、また、不審者侵入等の非常時に適確に対応できる施設環境であることが大切です。

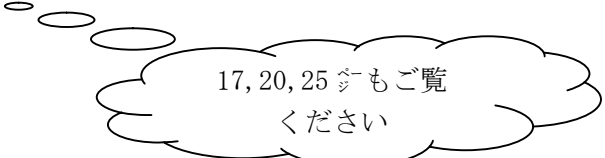
そのためには「施設や周辺環境」がどうなっているのかといった現状についてしっかりと把握し、課題を抽出するとともに、必要な改善措置を実施することが大切です。

「裏門やフェンスは、乗り越えようと思えば乗り越えられるので施錠管理をすることには意味がない」といった意見も聞かれます。確かに、フェンス等を乗り越えれば、施設にはどこからでも入ることは可能です。

しかし、侵入するために、門やフェンスを乗り越えるという、もうひとつの行為が必要になり、一定の抑制効果があります。

ガラスのひび割れや破損、壁への落書きなどを放置しておく連鎖的に繰り返されるといふ理論もあります。日常点検では、そのような箇所を早期に発見し、修復することが大切です。

設備点検は、犯罪を企て、実行しようとする者の心理（行為）を念頭に入れて行いましょう。



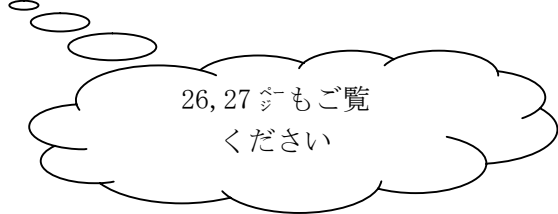
17, 20, 25 頁もご覧ください

○ 防犯診断制度の活用

施設の安全、入所者の安全を実現していくためには、警察との連携を一層密にしていくことが不可欠です。

防犯診断は、警察との関係づくりのきっかけにもなり、職員の意識づけにもとても有効だと考えます。

警察への相談先は、地域の警察署の生活安全課が窓口となります。警察の方に施設の現場を見てもらって、もっと施設を知ってもらいましょう。



26, 27 頁もご覧ください

レベル2

すみやかに実施すべきこと

○ 窓に補助錠、防犯フィルム貼付、防犯ガラスへの部分取替え

空き巣に侵入された戸建て住宅の約 68%、高層住宅の約 45%がガラス破りによるものです（警視庁生活総務課資料 2009）。平成 28 年 7 月に神奈川県相模原市の施設で起きた殺傷事件の**侵入経路も窓から**でした。

では、窓ガラスをどのように割って侵入してくるのでしょうか。その方法は 3 つ。「こじ破り」「打ち破り」「焼き破り」です。大きな音をたてずに、泥棒のほとんどはドライバーを使った「こじ破り」を選びます。

侵入するのに 5 分以上かかった場合、大半の泥棒は諦めると言われています。

その意味でもガラスを破るのに 5 分以上の時間を要する防犯ガラス、または**防犯フィルムをクレセント（鍵）回りだけでも貼った窓ガラスや補助錠は不審者の侵入を防ぐのに有効だと考えられます。**

また、センサーライトは防犯意識を高く見せることができ、比較的安価で抑止力とともに、利便性が高まるなど効果的だと言われています。

出費を伴いますので、**優先度をつけ、年度計画を立てて順次、防犯対策を強化していくことが大事です。**

42, 43, 47, 49 頁もご覧ください

○ 囲障へ「受付の案内」などの掲示

門扉、囲障等の設置により、人が容易に敷地や建物に接近することを防いだり、敷地や建物への出入口を限定し、人の出入りを把握しやすい状態になっているでしょうか。

施設では、これまで地域に開かれた施設づくりを目指してきました。

地域に開かれた施設とは、**不審者に対して何の備えもなく空間が開かれていることを意味するものではありません。**

囲障等へ「受付案内」「通行順路」の掲示を行い、来訪者用の入口・受付場所を明示することで、**不審者に抑制効果を生じさせるとともに、来訪者には丁寧な印象を与え、施設に入ることへのとまどいを軽減することにも努めてください。**

22 頁もご覧ください

レベル3

計画的に実施すべきこと

○ 防犯設備の強化

既存施設の防犯対策については、平成28年度第2次補正予算において、国による財政面における支援が図られました。具体的には、既存福祉施設の防犯対策の強化として実施する**囲障の設置、防犯カメラや非常通報装置の設置等に係る経費が補助対象になり、補助制度が拡充されたこと等**があります。

さらに、耐震補強やバリアフリー対策等、他の施設整備のための補助事業と併せて防犯対策に係る整備を実施することも考えられ、これらの措置を十分に検討し、活用することが大切です。

21, 42, 43 頁もご覧ください

また、施設を設置しようとするときは、屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で、**死角をなるべく減らすため、どの範囲を何によってどう見守るか**という領域性に留意し、施設の防犯性を確保するために、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが大切です。

さらに、やむを得ず死角となる場所については、センサーライト、防犯カメラの設置、パトロールの実施等の配慮が必要です。



防犯訓練の様子

【運営・体制関係】

レベル1

ただちに実施すべきこと

○ 平常時のルールなど防犯対策の検討

不審者への対処や、利用者で体力のない人、身体の不自由な人、心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、入所者の安全や職員の護身を含め、防犯に係る安全確保に関して、例えばブザーの活用方法を職員会議等で取り上げる等、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する**職員の一人一人の意識の向上と共通理解**を図り、また、**継続的に維持していく**必要があります。

○ 不審者情報の共有

29, 31 頁もご覧ください

静岡県警察本部では、「エスピーくん 安心メール」や「Yahoo!防災速報」により**防犯情報を提供**しています。また、市町によっては独自で防犯メール配信をするとともに、徘徊等で行方不明になった場合、検索協力メール配信サービスを導入しているところもあります。

これらを活用し、**職員全員が防犯情報を受けたり、活用することで、職員の意識向上を図る**ことができます。

日常から、異変があったとき県市町の所管課、警察等の関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の地域団体と連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化等、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制を構築しましょう。

○ 受付名簿、来所者への声かけなどの実施

来訪者に“こんにちは” “どこへ行かれますか？” “何かお手伝いしましょうか？”といった**声かけを実践**していますか。

侵入者は、犯行後に速やかに逃走できるよう、下見をするのが一般的と言われています。そのため、下見に来た時に、職員からの声掛けが多かったり、案内板に従わずにうろうろしていると声をかけられたり、施設内がきちんと片付いたりすると、犯行先に選ぶのをやめるようです。

20 頁もご覧ください

レベル2

すみやかに実施すべきこと

○ 職員、入所者への防犯講習、研修などの実施

施設内や施設外での行動を含め、あらゆる場面で、危険を認識する能力、危険に極力遭遇しないようにする**注意力**、危険な状況を回避するための**判断力・行動力を養う**ことは、防犯に限らず大切です。

警察や警備会社等の支援を受けての護身術や防犯講話などの研修は、複数回開催するなど職員が参加し易くする仕組みを構築するなどの工夫を図る必要があります。

また、**入所者にも参加してもらうことで、施設全体で防犯に取り組む**といった意識の醸成が図られ、より効果的になります。

○ 職員のメンタルヘルス対策等

福祉サービスの支援や介護（対人援助）の仕事は、夜勤など不規則な勤務時間、職場の人間関係等、また人手不足も重なり、他の仕事に比べてもストレスをためやすい職業だといわれています。

職員のメンタルヘルスについては、2015年12月に施行された労働安全衛生法によるストレスチェック制度を活用することも大事です。ただ、間違えてはいけないのは、**ストレスチェック自体に、ストレスを軽減する効果はない**、ということです。防犯だけでなく虐待対策としても、ストレスチェックで得られたデータを基にストレス要因の分析等、いかに職場の環境改善に利用するのが大切です。

○ 地域との協力体制の構築

50 頁もご覧ください

地域住民と協力し、**施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりする**など、普段から地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているでしょうか。

これまで地域に開かれた施設づくりを目指してきた一方で、事件を踏まえ、門や扉を閉める、受付を行うなど、施設の安全管理の強化を進めていかなければなりません。このことによって、これまでの「開かれた施設づくり」を**方向転換するではありません**。逆に、施設を地域に開き、地域・保護者との情報交換や意見交換を通じ、施設活動と繋げていくことは、これまで以上に求められているところです。

そのためにも、地域イベントに参加するなど、**施設自ら地域へ積極的に働きかけをしていくことが大切です**。

レベル3

計画的に実施すべきこと

○ 警備員の夜間巡回等の警備委託

入所者と職員の安全は、施設だけで守れるわけではありません。

自治会・町内会単位で予算に応じた警備会社による夜間の不定期（ランダム）なパトロールなど警備制服での「**見せる警備**」や街頭に記録一体型の防犯監視カメラを設置することなども有用です。街頭カメラの設置については、補助制度を用意している市町もあります。

施設に常駐で警備員を配置することも有用ですが、警備法によりますと1勤務の拘束時間は16時間以内で、勤務中の夜間に継続4時間以上の睡眠時間が与えられる必要があります。**切れ目のない警備を行うには実質2名の警備員配置が必要**になることに留意してください。

機械警備におけるセキュリティの精度はどんどん上がっていますが、最終的には人間の目と判断力がいつの時代にも欠かすことはできません。

また、警備員と機械警備を組み合わせることにより、より高度なセキュリティを実現できると考えます。

43 頁もご覧ください



防犯訓練の様子

「いかに迅速に通報するか」

【施設・設備関係】

レベル1

ただちに実施すべきこと

○ 通報事項などの貼紙掲示

いざという時は、気が動転し、相手へなかなか的確に話を伝えられないものです。

通報事項である、①施設名、所在地（目印）、②発生状況、③発生場所、④加害者の状況、⑤負傷者数及び状況、⑥負傷者の搬送先、⑦氏名、電話番号が一覧となっているものを見やすい場所に掲示しているでしょうか。

職員・入所者の誰もが、直ちに通報できることが大事です。

また、関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設内で周知徹底できるシステムとなっていますか、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているでしょうか。

28 ♪ もご覧ください

○ 放送設備等の操作方法の確認

職員全員が緊急時放送設備など適切に操作できるでしょうか。点検は、施設管理担当者が行うと思いますが、**多くの職員と一緒に点検を行うことで、職場全体の防犯意識や取組みの機運を高めることが大切です。**

緊急事態が発生した際に機能しないような対策では意味がありません。防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時に、それらの機能について点検・評価することが大切です。さらに、その結果を踏まえ、不都合が生じている場合は、**迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることがとても大切です。**

19 ♪ もご覧ください

既に警備会社と委託している場合は、警報装置、防犯カメラ等の作動状況の点検などで警備会社等との連携体制を確認しているでしょうか。

そのような**対策をしていることを施設内外に掲示することも、とても大事なことです。**

レベル 2 すみやかに実施すべきこと

○ 防犯ブザーやPHS等既存設備の活用

緊急事態の発生を関係者に迅速かつ的確に伝達するため、ペンダント型防犯ベル・ブザー等を職員に配布することも有効です。

また、ベル・ブザーは防犯だけでなく、施設内でルール化することにより、入所者の異変を伝える手段としても非常に有用です。

緊急事態の発生とその後の処置状況等を、入所者の保護者等にも迅速に伝達する必要があります。平常時にはローコストなコミュニケーションツールとして利用され、災害発生時には信頼性の高い通信手段として実証されている業務用 PHS の活用等も考慮に入れた緊急時の連絡手段を整備しておくことも大事です。

また、緊急時の連絡先リストや情報伝達網を日頃から整備しておきましょう。この場合、個人情報の取り扱いに十分留意しなければなりません。



レベル3

計画的に実施すべきこと

○ 防犯監視システムの導入

43, 44 頁もご覧ください

防犯監視システム（カメラ、センサー等）には、出入管理と侵入監視の二つの機能があります。システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認や見通しが困難な場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制等、施設や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化した上で、適合するシステムを導入することが大切です。

防犯監視システムの設置場所としては、一般的には、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入り口付近、敷地の境界、また、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等が考えられます。

例えば、赤外線センサーをフェンス上部等に取り付けると、フェンスを乗り越えて侵入しようとした時点で侵入を検知できます。事務室や警備室に置いたコントローラがブザーでお知らせすると同時に、大音量のサイレンやフラッシュライトといった犯罪者が最も嫌がる「音と光」で威嚇撃退も期待できます。

また、赤外線センサーなどは、防犯だけでなく、入所者を守るという双方にメリットをもたらす、といった視点でも検討すべきだと考えられます。

○ 110 番直結非常通報装置の設置

32 頁もご覧ください

少しでも危険が想定される場合に備えて、一刻も早く直接各施設から警察に通報できるホットラインを設けることは非常に有効です。

結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もありますが、それを心配して通報が遅れるということがないようにしましょう。

また、危機的な混乱した状況の中では、警察に連絡したのかどうか不明な場合もありえます。

「たぶん誰かが連絡しただろう」ではなく、「重複してもかまわない」と心がけるようにしてください。



防犯訓練の様子

【運営・体制関係】

レベル1

ただちに実施すべきこと

○ 通報ルールなどの確立

緊急時の通報装置や連絡システムの使用については、不安や混乱を引き起こさず、また、使用者が判断に迷うことのないように、使用や運用のルールを確立しておいたり、施設独自の安全管理のためのマニュアルを作成することが大切です。

防犯対策にスムーズに取り組むためには、施設等において既に整備されている地震、災害等の危機管理マニュアルに、防犯対策に係る項目を追加・拡充することから始めることが効果的です。

34, 36 頁もご覧ください

安全管理に対する職員の共通理解や、資質・能力の向上等にも資するものですので、マニュアルは一度作成したら終わりではなく、適宜、検討を行うことで見直しを行ってください。

また、防犯対策を継続的に行うために、施設関係者等の共通理解に基づき、職員等への負担を考慮しながら、点検時期や担当などを設定することが大切です。

○ 警察、消防その他関係機関との連絡体制

原則として不審者の身柄の確保は警察、警備員等に委ね、職員は、いかに早く通報し、警察警備員等が駆けつけるまでの間、いかにしのぐかを考えるべきです。

防犯器具が備えている施設もあると思いますが、入所者を遠ざけるための不審者のけん制や、自らの身を守るという目的で使いましょう。また、近くにあるものを何でも利用することが大切です。

ふだんから徘徊する入所者の情報を提供する等で、警察、消防その他関係機関と、「顔の見える関係」を築いていることが、とても大切です。

26, 27, 48 頁も
ご覧ください

レベル 2

すみやかに実施すべきこと

○ 不審者への対応訓練

38 頁もご覧ください

複数の不審者侵入経路を想定した訓練等、様々なパターンの訓練の実施を通して、職員や入所者の危機管理意識を高め、侵入者への対処の仕方を具体的に研鑽するとともに、緊急時の連絡や施設組織体制の確立を図ります。

訓練は素早く行う必要はありません。1つ1つの動作について時間をかけてやるのが大切です。また、慣れないうちは**簡単な場面を想定した訓練**を行いましょう。また、監視カメラ等を設置してある施設は、防犯設備を有効に活用できるような訓練も必要です。

訓練の実施に当っては、地域の警察署や消防署へ協力を依頼し、訓練の実施方法等を相談しましょう。また、良好点、改善点等について専門的な見地からのアドバイスを受けるなど、実効性のあるものとなるよう計画的に実施すべきです。

そして、訓練はやって終わりではありません。訓練の一番大事な目的は、**避難誘導・連絡等の連携体制や設備操作の不慣れ、不具合等防犯対策上の課題を抽出し、改善・見直しを進めること**です。

そのためにも**訓練の反省点などの記録をしっかりと残しましょう**。反省点に基づき次回訓練を行い、課題について再度点検・評価することが大切です。そして、PDCAサイクルを意識し、繰り返すことが必要です。

○ 定期的な防犯対策の点検・評価の実施（防犯検討会議）

人事異動や配置替えがあったときは、新旧の職員が一体となって点検を実施するなど、**職場全体で防犯意識を高めていく**ことが大切です。既存の防災点検や訓練のメニューに施設点検項目を加え、師走の犯罪増加前に実施するなど、時節に合わせた定期的な点検を心掛けることも大切です。

経営者自らが方針を示し、リスク対策委員会等の開催を通じて、職員全員で意見を出し合い、施設全体で取り組む体制を整えるべきです。

また、**計画的に点検を進める**ことで、職員及び来訪者への防犯意識の啓発や、防犯設備の強化・改善等の具体的な対策向上に繋がって行きます。

さらに、その結果を踏まえ、不都合が生じている場合は、迅速に改善措置を講じることも大切です。

36, 52 頁もご覧ください

レベル3

計画的に実施すべきこと

○ 誰もが通報できる体制の構築（外部緊急通報システム等の導入）

新聞等の報道によると、事件があった神奈川県の施設に設置していた防犯設備は、エリア間のオートロック、防犯カメラ16台設置（モニター常時監視なし）でした。警備員は1名いましたが、仮眠時間帯だったようです。また、外部からの侵入警戒システム、緊急通報システムとも未設置でした。

もし、犯人が侵入したとき警備会社に即座に通報され、同時にあらかじめ設定した通報先にメールで自動通報も行うシステムになっていれば、被害を最小限に抑えることができたかもしれません。

一般的に警備会社による警備システムは、窓開閉検知センサーと室内検知センサーとで侵入を検知し、警備会社に通報が入ると警備員が車で駆けつけ、異常を確認するシステムですが、**夜間、無人になる建物への侵入対策が中心**ですので、入所施設においては自動通報ではなく、通報ボタンによる外部通報がメインとなるかと考えられます。

通報ボタンを「押す」という動作は、外部通報、内部通報のいずれのシステムでも必要となりますが、「躊躇なく押す」ということは慣れていないと難しいものです。

空振りであってもかまわないという心構えを持ちましょう。防犯訓練では、通報ボタンの設置場所を確認するとともに、実際にボタンを押すことを行うべきです。

また、固定式の通報ボタンは、あらゆる箇所に設置できるわけではありません。一方、職員用の携帯型（ペンダント型）通報ボタンは、設置場所を探す必要がなく、タイムリーにボタンを押すことができます。防犯に限らず、入所者の緊急時にも非常に役に立つという視点でも通報システムを検討すべきではないでしょうか。

43 頁もご覧ください



防犯訓練の様子

地域から始めよう!



しずおか防犯まちづくり

県有施設防犯点検マニュアル

(抜 粋)

平成28年4月

静岡県くらし・環境部
くらし交通安全課

目 次

I	防犯点検の目的及び対象	1	
1	目的	1	
2	対象	1	
II	点検の視点と時期	2	
1	点検の視点	2	
2	点検時期	3	
III	点検の方法と留意事項	4	
1	方法	4	
2	点検者	4	
3	点検上の留意事項	4	
IV	点検シートの記入と評価	6	
1	点検シートの記入	6	
2	点検結果の評価と対応	7	
3	点検の基準、明るさの基準	9	
V	点検基準と点検シート	10	
◎	庁舎、公営住宅等の点検基準	10	
1	庁舎、共同住宅	10	
(1)	共用部分	10	
(2)	専用部分	14	省
2	一戸建住宅	15	
(1)	玄関	15	略
(2)	窓等	15	
(3)	バルコニー	16	
3	共同住宅の設置物、設備等の整備及び維持管理	16	
(1)	防犯設備の点検整備	16	
(2)	死角となる物の除去	16	
(3)	植栽の樹種の選定及び位置の配慮等	16	
(4)	屋外機器の適切な場所への設置	16	
(5)	防犯器具等の整備	16	
	<庁舎等の防犯点検シート>	17	
	<公営住宅等の防犯点検シート>	19	
◎	学校等の点検基準	21	
1	安全教育の充実	21	
2	安全管理の徹底	21	
3	防犯カメラの設置	22	
4	組織的活動	23	
	<学校等の防犯点検シート>	24	

I 防犯点検の目的及び対象

1 目的

県有施設等で発生する犯罪を抑止するため、犯罪誘発要因を見つけ、計画的に必要な防犯対策を講じていくことにより、防犯に配慮した県有施設の整備を促進するとともに、点検活動を通じて職員一人ひとりの防犯意識を向上させ、職場全体で防犯活動に取り組む機運を高めることを目的とします。

2 対象

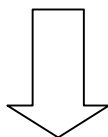
県、県教育委員会、県警察本部が管理する庁舎、学校、警察署、県営住宅、職員住宅、道路、公園、駐車場等を対象とします。

県が所有する施設のほか、業務の必要上借受け等により使用しているものも含まれます。

なお、当面、県営住宅、道路、公園、駐車場等については、くらし交通安全課と所管課室が協議の上、可能なものから計画的に点検するものとします。

防犯点検の必要性

- 犯罪被害を受けた場合、物的、人的被害ばかりでなく損害復旧までの活動停止やイメージの低下など様々な影響を受けます。特に、公共施設の場合には、プライバシーが含まれる個人情報の流出など二次的被害も考えられ、社会的な信用の失墜など大きなダメージを受けることになりかねません。
- 所在地域の犯罪の実態や施設の運営状況から、予想される犯罪を想定して施設の弱点を点検するとともに、必要な防犯対策を確認して最小限の費用で最大の効果のある対策を講じるなど、被害の未然防止や拡大防止に備えることが大切です。



今までの施設管理点検項目に、防犯の視点を加えて点検することにより、犯罪に遭わない施設を目指しましょう。

Ⅱ 点検の視点と時期

1 点検の視点

防犯対策には、一般的に、

(1) 被害対象の回避・強化

犯罪実行の時間を遅らせ、犯行を諦めさせる。窓ガラスの強化、バッグを車内に置かない、放火に遭わないよう散乱物を除去するなど。

(2) 接近の制御

進入経路を絶ち、被害対象者（物）への接近を妨げる。建物への侵入を容易にする足場の撤去、通過車両の敷地内への通り抜け阻止など。

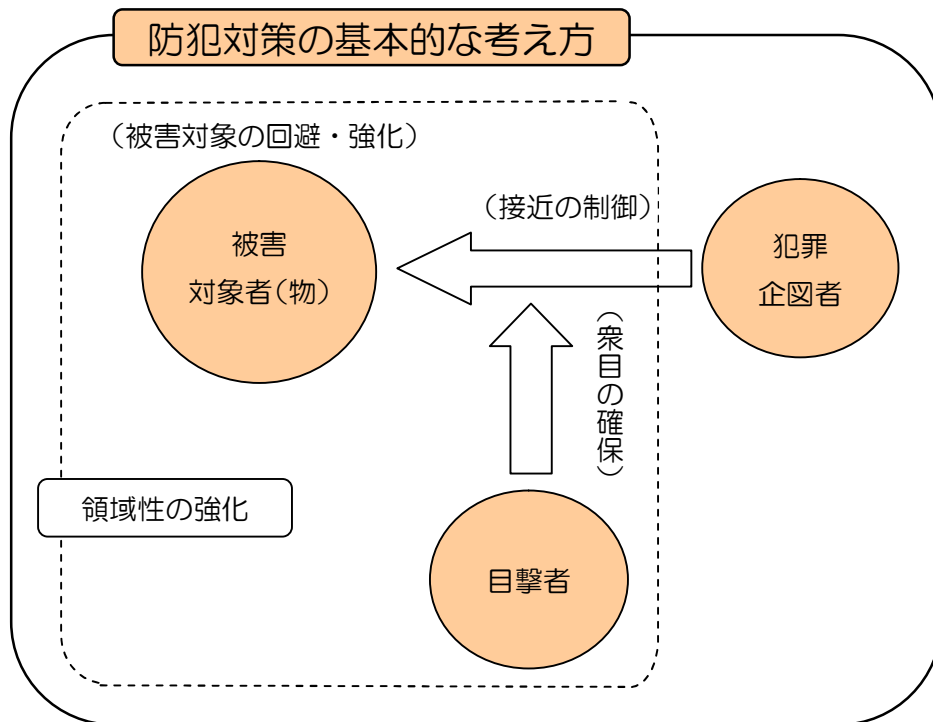
(3) 衆目の確保

多くの人の目を確保し、犯罪を起こせば目撃される不安を感じさせる。暗がりをつくらない、外部からの店内や室内への見通しをよくするなど。

(4) 領域性の強化

「我がまち意識」を持ち、地域の共同意識を向上させる。街路の沿道を花で飾る、公園や緑地のゴミ拾い、橋や道路塀の落書き消去など。

の4つの視点が必要ですが、ここでは公共施設の管理者等が取るべき防犯対策として、(1)被害対象の回避・強化、(2)接近の制御、(3)衆目の確保の3つの視点に着目して点検するものとします。



参考：安全で安心なまちづくりパンフレット（防犯まちづくり関係省庁協議会）

2 点検時期

防犯をめぐる環境は時間とともに変化するため、日常の施錠確認等をはじめとした点検や、他の訓練等と併せた総合的な点検が大切です。

点検の時期としては、日常点検、年度切替時点検（前期点検）、節目時点検（後期点検などが考えられます。

(1) 日常点検

点検簿による施錠確認等が一般的ですが、ガラスのひび割れや破損、壁への落書き等を放置しておく連鎖的に繰り返されるという指摘があり、日常の点検ではそのような箇所を早期に発見し、すぐに修復することが重要です。

(2) 年度切替時点検（前期点検）

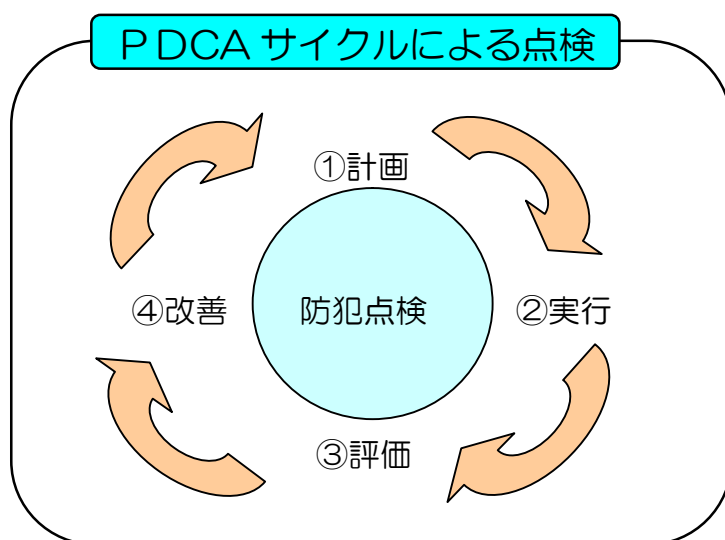
人事異動や分掌替えがあったときは、新旧の職員が一体となって点検を実施するなど、職場全体で防犯意識を高めていくことが大切です。

(3) 節目時点検（後期点検）

防災点検や訓練のメニューに施設点検項目を加えたり、師走の犯罪増加前に実施するなど、時節に合わせた計画的な点検を心掛けることも大切です。

点検は、地域の犯罪発生頻度や、犯罪傾向に注視しながら「①計画→②実行→③評価→④改善→①計画→②実行→・・・」とPDCAサイクルを用いるなど、繰り返して行うことが必要です。

また、計画的に点検を進めることにより、職員及び来訪者への防犯意識の啓発や、防犯設備の強化・改善等の具体的対策に繋がって行きます。



Ⅲ 点検の方法と留意事項

1 方法

点検は、静岡県防犯まちづくり条例に基づく「防犯指針」に沿った点検基準を踏まえて作成した点検シートに記入することによって実施します。点検シートは、次の4つのシートに分かれています。（「Ⅴ 点検基準と点検シート」参照）

- 庁舎等
- 公営住宅等
- 学校等
- 道路・公園・駐車場

2 点検者

点検は、施設管理者が行いますが、多くの職員と一緒に点検を行うことにより、職場全体の防犯意識や取組機運を高めることが大切です。

3 点検上の留意事項

(1) 犯罪企図者の視点で点検

点検は、以下に示す犯罪を企て実行しようとする者の心理（行為）を念頭に入れて行いましょう。

犯罪者の心理

ア 犯行をしにくい場所の状態

- 人目につきやすい。
- 人に声をかけられる。（あいさつ、話しかけられる）
- 逃走経路の確保がしにくい。

イ 犯行時間（*）

- 泥棒の約7割が、侵入に5分以上かかる場合は犯行を諦める。
- 泥棒の約8割が、15分以内で犯行を終えている。

ウ 犯行の中断理由（*）

- 泥棒の約5割が、声をかけられたり、ジロジロ見られた。

（*参考：JUSRI リポート 別冊第17号 （財）都市防犯研究センター）

(2) 最低限必要な段階のものを点検

下図は、縦軸に、環境対策、侵入者制限、侵入阻止に分類し、横軸に建物の種類や領域を配置して、施設毎の具体的な防犯対策を整理したものです。

防犯対策の基本的な取組から、順にA、B、Cの3段階で示しています。
点検シートでは最低限必要なA段階のものを中心に点検していきます。

領域	(狭) ← 接近制限 → (広)		
空間	(狭) ← 管理領域 → (広)		
建物	個人空間	限定← 公共空間	→開放
	建物・敷地内		屋外
建物	住宅	共同住宅	学校・事務所・店舗
	高	中	低
C	侵入阻止	高	常時的警戒・巡回を実施
			オートロックで常時施錠
	錠前・玄関扉・ガラスの強化 面格子設置等	カメラで常時監視 カメラで常時監視、出入口を IDカード管理、エレベータホ ールフロアカット等	カメラで常時監視 夜間完全閉鎖等
B	侵入者制限	中	施錠の励行 不在時シャッターで閉 鎖 防犯カメラ設置・録画 等
			カメラで映像保存 死角のない配置 外来者受付、名札による所属 明示等
A	環境対策	低	夜間照明点灯 敷地外から衆目性確保 (植栽管理、死角対策) 足場の除去 番犬、建物外周に砂利
地域活動	(強) ← コミュニティ活動への参加 → (弱)		

【防犯対策段階】

- A 第一段階（環境対策）
 B 第二段階（侵入者制限）
 C 第三段階（侵入阻止）

◎ 学校等の点検基準

1 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため、次のような取組を行う。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を想定した防犯(避難)訓練の実施
- (2) 児童等が路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の指導
- (3) 安全マップの作成などによる地域における危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知

2 安全管理の徹底

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚と学校安全対策の推進

学校等の管理者等は、教職員一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に、学校等として組織的な対応を図るよう努めるとともに、保護者、地域住民及び関係団体をはじめ警察署、消防署、医療機関等の協力を得て、次のような安全対策を実施し、その効果的な運用に努める。

- ア 「学校等安全委員会」等の設置
- イ 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び点検
- ウ 学校危機管理についての教職員研修及び訓練の実施
- エ 「学校安全点検日」等の設定

- (2) 不審者の侵入防止等

学校等の管理者等は、不審者の侵入を防ぎ、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

- ア 出入口の限定と普段使用しない門扉の施錠等の適切な管理
- イ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
- ウ 来校者用の入口及び受付の明示
- エ 来校者に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請
- オ 来校者への声掛けの実施
- カ 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器材の設置
- キ 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした、教室、職員室等の配置等の配慮

(3) 緊急時に備えた体制の整備

学校等の管理者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合に備えて、地域住民、関係機関と連携して次のような方策について検討し、学校等の実情に応じた必要な対策を実施する。

- ア 学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れがある事案が発生した場合の、情報収集、通報、保護者・地域住民への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等
- イ 不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合などの緊急時における教職員の役割分担、不審者に対する監視、侵入阻止及び排除体制、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- ウ 警察署、消防署、医療機関等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換
- エ 近隣の学校等間における情報交換
- オ 学校等、警察署、国、県、市町及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- カ 警察署及び消防署の協力のもと教職員、保護者、地域のボランティア等による防犯訓練、応急手当等の訓練等
- キ 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- ク 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(4) 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防ぐとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備に努める。

- ア 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- イ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯カメラ、モニター付きインターホン、通報システム(校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等)等の防犯設備
- ウ 死角の原因となる障害物等
- エ 避難の妨げとなる障害物等

3 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、「個人情報保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」の定めるところにより、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

4 組織的活動

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するために、保護者、地域住民、ボランティア、その他関係機関・団体に協力を要請して次のような対策を実施する。

ア 学校等の内外及び通学路のパトロール

イ 学校等の開放時及び学校等の施設外での教育活動における安全確保に必要な人員の配置

ウ 学校支援ボランティア活動への協力

エ 児童等への声掛け運動

オ 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報

カ 注意喚起の文書等の各家庭への配布や地域での掲示等、速やかな周知体制の整備

キ 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備・拡大

〈学校等の防犯点検シート〉

所 属	(部局・課室)	学 校 名 等		電 話	
点 検 者		所 在 地	〒	点 検 日	平成 年 月 日

(施設点検)

点 検 箇 所	点 検 項 目	内 容				判定結果		
						良	要 改善	措置 不要
門	1	不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等を設置している。						
	2	来校者の出入り口を限定している						
	3	普段使用しない門扉は施錠等している。						
	4	受付または案内所への順路、入口、受付等を明示している。						
	5	学校内部から門を利用する来校者の動きが確認できる。						
校 舎 内	6	受付または案内所への順路、入口、受付等を明示している。						
	7	来校者の動きが確認できるような配慮をしている。						
	8	不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室の配置に配慮している。						
	9	不審者の侵入等阻止のため、刺股等の器材を保有している。						
	10	校内緊急通報システム(教室、廊下と職員室を結ぶインターホン等、火災報知器の代用を含む)を設置している。						
	11	周囲からの見通しが確保され、死角がないように配慮をしている。						
	12	照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度の明るさである。						
	13	屋上へ通じる出入口には、扉及び施錠設備がある。						
校 舎 外	14	周囲からの見通しが確保され、死角がないように配慮をしている。						
	15	照明は、人の行動を視認できる程度の明るさである。						
	16	自転車置場、駐車場、建物周囲の塀、柵又は垣、配管、雨樋、外壁等が建物への侵入の足場とならない。						
評 価	Lの値		良の合計		点検した項目の合計		措置不要	
	過去1年以内の犯罪発生回数				内容			
対応(チェックした結果、必要と思われる対策等を記載)								

静岡県警察署等連絡先一覧（平成 28 年 8 月 12 日現在）

※ 相談先は、最寄の警察署の生活安全課

名称	電話番号	所在地
下田警察署	0558-27-0110	下田市東中 7-8
大仁警察署	0558-76-0110	伊豆の国市大仁 680-1
三島警察署	055-981-0110	三島市谷田 194-1
伊東警察署	0557-38-0110	伊東市竹の台 2-26
熱海警察署	0557-85-0110	熱海市福道町 3-19
沼津警察署	055-952-0110	沼津市平町 19-11
裾野警察署	055-995-0110	裾野市平松 620-1
御殿場警察署	0550-84-0110	御殿場市北久原 439-2
富士警察署	0545-51-0110	富士市八代町 3-55
富士宮警察署	0544-23-0110	富士宮市城北町 160
清水警察署	054-366-0110	静岡市清水区天王南 1-35
静岡中央警察署	054-250-0110	静岡市葵区追手町 6-1
静岡南警察署	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台 1-5-10
藤枝警察署	054-641-0110	藤枝市緑町 1-3-5
焼津警察署	054-624-0110	焼津市道原 723
島田警察署	0547-37-0110	島田市向谷元町 1212
牧之原警察署	0548-22-0110	牧之原市細江 2737
菊川警察署	0537-36-0110	菊川市加茂 2550
掛川警察署	0537-22-0110	掛川市宮脇 366-1
袋井警察署	0538-41-0110	袋井市新屋 2-4-5
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4
天竜警察署	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵 8-3
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中区住吉 5-28-1
浜松東警察署	053-460-0110	浜松市中区相生町 14-10

浜北警察署	053-585-0110	浜松市浜北区小松 3218
湖西警察署	053-593-0110	湖西市新居町新居 3380-268
細江警察署	053-522-0110	浜松市北区細江町気賀 4640

静岡県消防本部一覧（平成 28 年 8 月 18 日現在）

消防本部名	電話番号	所在地	備考（管轄）
静岡市消防局	054-280-0120	静岡市駿河区南八幡町 10-30	島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
浜松市消防局	053-475-0119	浜松市中区下池川町 19-1	
熱海市消防本部	0557-81-2988	熱海市中央町 1-1	
富士宮市消防本部	0544-22-1198	富士宮市弓沢町 150	
富士市消防本部	0545-51-0123	富士市永田町 1-100	
磐田市消防本部	0538-59-1119	磐田市福田 400	
掛川市消防本部	0537-21-6101	掛川市掛川 1102-2	
湖西市消防本部	053-574-0211	湖西市古見 1076	
御前崎市消防本部	0537-85-2119	御前崎市比木 1911-2	
菊川市消防本部	0537-35-0119	菊川市東横地 385	
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	0550-82-4628	御殿場市東田中 1-19-1	御殿場市、小山町
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	0538-42-0119	袋井市川井 996-2	袋井市、森町
駿東伊豆消防本部	055-920-0119	沼津市寿町 2-10	沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、清水町
志太広域事務組合志太消防本部	054-641-5000	藤枝市稲川 200-1	焼津市、藤枝市
下田消防本部	0558-22-1804	下田市 6-1-14	下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町
富士山南東消防本部	055-972-5801	三島市南田町 4-40	三島市、裾野市、長泉町

通 報 事 項 (警 察 ・ 消 防)

● (警 察) 1 1 0 番 通 報

落ち着いて、はっきりと答えましょう

警察からの質問内容	回答内容
「はい、警察です。事件ですか？事故ですか？」	「不審者の侵入です」
「いつ？」	「今！」「5分前！」など
「どこで？」	「静岡市清水区〇〇町4番2号 特別養護老人ホーム△△です」
「犯人は？」	(犯人の人数、服装、凶器の有無、車のナンバーなど簡潔に伝える)
「どうなっていますか？」	(けが人はいないか、被害者はどうしているかなど簡潔に伝える)
「あなたは？」	「私は〇〇〇〇(通報者の氏名)で、 電話は054-356-7894(電話番号)です」

● (消 防) 1 1 9 番 通 報

落ち着いて、はっきりと答えましょう

消防からの質問内容	回答内容
「はい、119番消防です。火事ですか？救急ですか」	「救急です。(火事です。)」
住所は何市何区何町でですか	「静岡市清水区〇〇町4番2号 特別養護老人ホーム△△です」
急病者の状態(意識の有無、怪我等の状態、持病の有無など)	「被害状況負傷者は〇人です。負傷者の容態は〇〇の状態です」簡潔に伝える
火災の場合は現場の状況(煙・炎の有無、逃げ遅れの人がいないかなど)	簡潔に伝える
「あなたは？」	「私は〇〇〇〇(通報者の氏名)で、 電話は054-356-7894(電話番号)です」

あなたの子どもも、狙われています!

つきまとい

声かけ

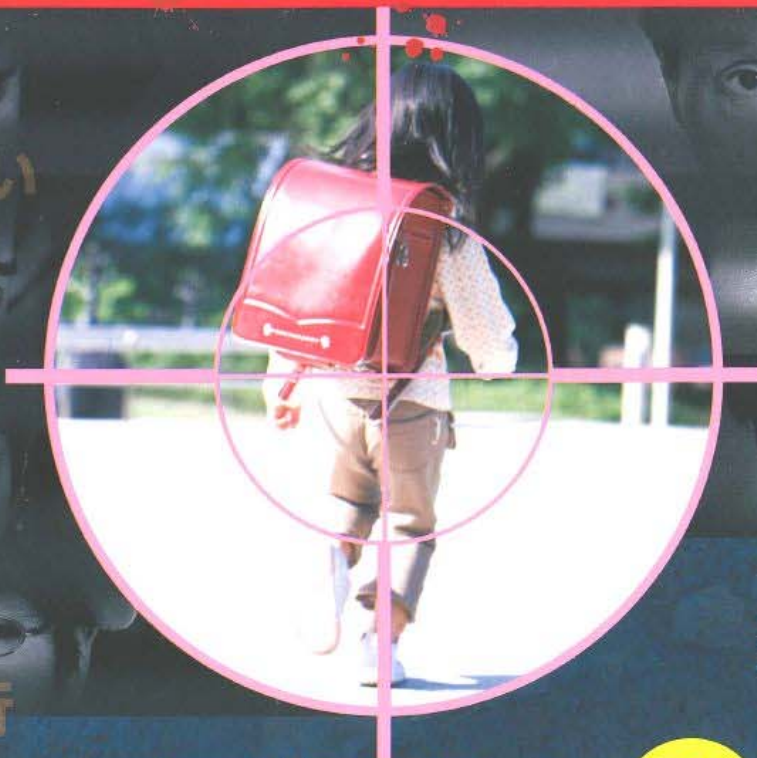
盗撮

脅迫暴行

わいせつ

連れ去り

露出



身近な犯罪情報を メールで送ります!

イチ速く



静岡県警察 生活安全情報メール配信

エスピーくん

安心メール



今すぐ登録を!

携帯電話やパソコンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでも登録できます。

かんたん登録!

選べる情報!

選べる地域!

警察からメール配信中!

『声かけなどの不審者情報』や『身近な犯罪発生情報』などを携帯電話やパソコンなどに電子メールで配信します。

登録方法はこちら

● QRコードからアクセス

登録用QRコード



● 空メールの直接入力

バーコードリーダー機能のない携帯電話の場合、下記のアドレスに空メールを送信してください。折り返し「登録案内」のメールが返信されます。

sp-m@anzen.police.pref.shizuoka.jp

● パソコンからアクセス

<https://anzen.police.pref.shizuoka.jp/shizuoka/member>

静岡県警察

詳しくは裏面へ。





静岡県警察 生活安全情報メール配信

エスピーくん 安心メール

登録のご案内

★多くの方のご登録をお願いします。ご家族、ご近所などにご紹介ください。

登録方法 ▶ 携帯電話やパソコンからアクセスしてください。

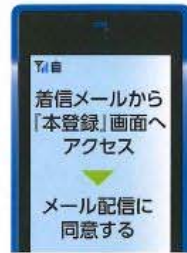
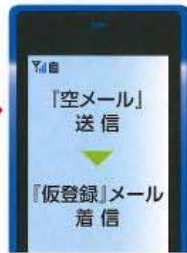
携帯電話やパソコンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料で登録できます。

※登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。 ※必ず、登録案内にある「利用規約」をご確認ください。

● 携帯電話からアクセス



「空メール」送信画面へアクセス



空メール用アドレス **sp-m@anzen.police.pref.shizuoka.jp**

上記の「空メール用アドレス」を直接入力して空メールを送信してください。

※折り返し「登録案内」のメールが返信されます。

※メール受信拒否等の設定によっては、返信メールが受信できない場合があります。

※携帯電話の迷惑メール対策で受信制限されている方は[spkun-m@anzen.police.pref.shizuoka.jp]からのメールを受信できるように設定してください。



● パソコンからアクセス

※パソコンから、携帯電話のアドレス登録もできます。

下記のURLから「登録案内」にアクセスしてください。

<https://anzen.police.pref.shizuoka.jp/shizuoka/member>



配信希望地区の選択

情報が欲しい地域を、県内の「市町単位」から登録時に

「複数選択」できます。

(静岡・浜松市は区単位が可能)

※選択した地域以外の情報を配信する場合があります。

配信情報種別の選択

ご利用になりたい情報種別を、登録時に「複数選択」できます。

- ◆ 子どもや女性に対する声かけなどの不審者情報
*不審者事案の検挙・解決情報を含む
- ◆ 防犯対策のポイント(痴漢被害の防止対策や盗難防止対策)など
- ◆ 多発傾向にある街頭犯罪の発生情報
- ◆ 振り込め詐欺の手口や発生情報

※配信情報については、静岡県警察において配信する必要があると判断したものを配信するもので、犯罪捜査、または、プライバシー保護のため、全ての情報や一部について公表を差し控える場合があります。

ご利用上の注意

- 利用者の接続環境・利用環境により、メールの受信が遅延する場合があります。
- メールアドレスの変更等により、配信できないメールアドレスは自動削除されます。
- 情報の配信は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間に行います。場合によっては、夜間にメール配信することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 配信情報の内容によっては、登録された地域と種別に関係なく配信することもあります。
- メールに関する情報は、断片的な情報であり、問い合わせはご遠慮願います。
- 本システムによるメール配信は、「情報送信」のみのサービスです。配信されたメールへの返信はできません。

操作方法や登録方法に関するお問い合わせ窓口

本システムの委託業者のコールセンター



0120-670-970

担当課

静岡県警察本部
子ども・女性安全対策係
連絡先:TEL.054-271-0110(代表)

再生紙を使用しています

[ログイン](#)

IDでもっと便利に[[新規取得](#)]

[Yahoo! JAPAN](#) - [ヘルプ](#)

通知する情報について

[防災速報トップに戻る](#)

防犯情報について

■受け取れる情報

各都道府県の警察本部が発表する犯罪発生情報や、防犯に関する注意情報などを、関係する地域の方に通知します。

■対応都道府県

神奈川県、埼玉県、京都府、千葉県、静岡県、長野県、愛知県

■通知される情報の種類と例



声かけ・不審者



ちかん・わいせつ



ひったくり



強盗



通り魔



その他注意情報

(空き巣や振り込め詐欺など)

<例>

ひったくり事件が発生した場合

The screenshot shows a Yahoo! Japan news article titled "ひったくり事案の発生について" (About the occurrence of a hit-and-run case) in the vicinity of the Kanagawa Prefectural Police Central District Office. The article includes a map of the area, a warning to use car covers, and the following details:

- 【タイトル】** ひったくり事案の発生について
- 【警察署】** 相模原警察署
- 【日付】** 平成28年1月26日午後8時49分ごろ
- 【場所】** 相模原市中央区矢部付近
- 【本文】** 自転車で帰宅中の女性が、後方からバイクに乗った犯人にバッグをひたたくられました。
- 【関連URL】** <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes0095.htm#hittakuri>

情報提供：神奈川県警察本部

110 番非常通報装置の概要※

110 番非常通報装置は、突発的に人命や財産に対する重大な危害が発生、あるいは発生するおそれがあるとき、110 番通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に 110 番へ緊急通報する装置です。

具体的には、強盗等の犯人が凶器を持って建物内に侵入し、職員等に暴行・脅迫を加えた場合、設置している 110 番通報ボタンを押すことで、装置が作動して直ちに警察本部の 110 番指令室につながり、通報場所・所在地、事件の発生を自動的に通報する装置です。110 番指令室では、通報場所への逆信電話で事件の内容等を確認できるようになっています。直接 110 番につながる点で、警備員が通報を受理して対応する警備会社の通報機器とは異なります。

警察では、110 番非常通報装置による 110 番通報を受理した場合、周辺の警察官を直ちに現場へ急行させるとともに、緊急配備等によって犯人の早期検挙と被害の拡大防止を図ることとしています。このように 110 番通報ボタン一つで警察力が集中投入されるという防犯対策上極めて有効なシステムが 110 番非常通報装置です。

警察庁では、この 110 番非常通報装置が犯人の早期検挙や被害の拡大防止等のために役立つことから、事件発生時に備えて準備すべき防犯設備の一つとして設置を指導しています。

当協会では、事案が発生した場合の被害の程度や社会的影響等諸々の事情を考慮し、設置が望ましいと認められる施設に対して、その機能・特性を説明しながら 110 番非常通報装置の設置を勧奨しています。

現在、金融機関のほとんどのに設置されていますが、金融機関 以外では、電気、ガス、水道等のインフラ施設、区市役所等の行政機関、官公署、JR 駅及び関連施設、高速道路料金所、バス会社、病院、保育所等に設置されています。

平成 28 年 5 月末現在、「設置事業所」は約 35,000 か所です。

※ 公益財団法人日本防災通信協会HP中、「110 番非常通報装置」のページから抜粋。

○ 問合せ先 日本防災通信協会静岡県支部

静岡市清水区吉川 3 7 3 - 1 電話 054-348-4826

○ 取り付けまでの流れ（2ヶ月程度）

- ① 日本防災通信協会静岡県支部に相談及び経費見積依頼
- ② 所轄の警察署（地域課）と相談、申込み及び許可が必要
- ③ 110 番非常通報装置の設置、運用

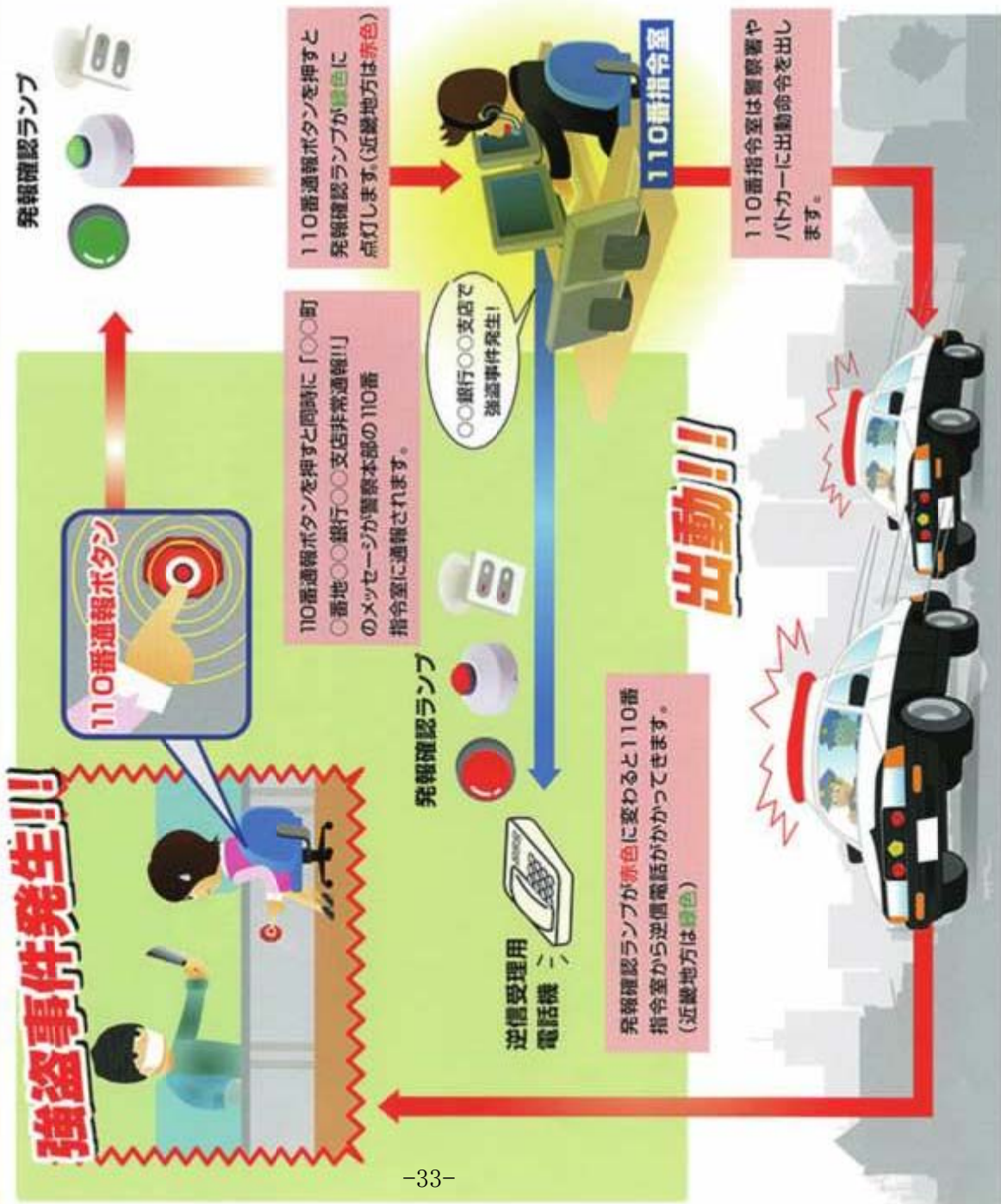
○ 経費

- ・設置費：概ね 30 万円～50 万円（厚生労働省補助事業の対象になる可能性あり）
- ・ランニング経費：装置の保守点検代 2,800 円/月、防犯指導代 1,900 円/月

110番非常通報装置のしくみ

110番非常通報装置とは

突発的に人命や財産に対する重大な危害が発生、あるいは発生するおそれがあるとき、110番通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報する装置です。



関連機器等

●110番通報ボタン

指先で中のボタンを押すと、装置が自動的に必要事項(メッセージ)を110番指令室に通報します。



●発報確認ランプ

110番通報ボタンを確実に押すとランプが緑色に点灯します。通報確認後、110番指令室から逆信(呼び返し)信号を送られると赤色に変わり、(近畿地方は赤色から緑色に変わります。)



発報確認ランプ



110番通報ボタンを押すと発報確認ランプが緑色に点灯します(近畿地方は赤色)

110番通報ボタンを押すと同時に「〇〇町 〇番地 〇〇銀行 〇〇支店非常通報!!」のメッセージが警察本部の110番指令室に通報されます。

〇〇銀行 〇〇支店で強盗事件発生!

発報確認ランプが赤色になると110番指令室から逆信電話がかかります。(近畿地方は緑色)

●逆信受理用電話機

110番指令室で通報を受理すると、逆信(呼び返し)信号が送られ、この電話のベルが鳴って110番指令室と通話が可能になります。



●防犯ステッカー、防犯ポスター

110番非常通報装置を設置している事業所では、(公財)日本防災通信協会作成の防犯ステッカー、防犯ポスターを掲示しています。



防犯マニュアルの作成方法について

施設の規模、職員の数、敷地を囲む門や塀の有無、立地条件、構造と設備、職員の勤務体制、利用者の状況など、施設の実情を踏まえた防犯マニュアルを作成しましょう。

1 作成の目的

- ① 施設における防犯の具体的な方法や職員の役割等を明らかにし、防犯体制を確立します。
- ② 作成した防犯マニュアルを周知することで、施設、親族、地域が一体となった防犯体制を明確にし、地域全体で利用者の安全を守る意識を高めます。

2 盛り込むべき内容

日頃からの安全対策と、緊急時の対策に分けるなど、構成に工夫しましょう。

(1) 防犯に関する方針

法人の理念も踏まえ、法人代表の言葉に直した決意を職員や入居者等に示しましょう。何があっても「入居者を守る」という強いリーダーシップを持って、この仕組みを回す原動力となることが求められます。

(2) 日頃からの安全対策

① 日常の防犯に関すること

- ・安全管理体制や施設設備の整備・安全点検（来客の動線、施錠・開錠の方法、受付方法等）
- ・通所経路の設定・安全点検（危険箇所の把握等）
- ・保護者や家族、地域、関係機関等との連携体制の構築

② 安全教育・研修・訓練に関すること

- ・入居者等の特性に応じた個別支援計画
- ・施設職員、保護者や家族、ボランティア等の研修
- ・防犯訓練及び検証

(3) 緊急事態発生時の対応

できる限り図を活用するなどして、緊急時に一目でわかるように明確にしておきましょう。

- ① 対応手順・役割分担
- ② 関係機関の連絡先・通報文例（110番、119番）
- ③ 利用者の避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）
- ④ 緊急時に使用する防犯設備の設置場所、操作方法
- ⑤ 報道、家族への対応例

3 施設独自の観点

施設独自のマニュアルは、それぞれの施設の状況に応じて、具体的でわかりやすく、実際に機能するものにする必要があります。

- (1) まず、施設の状況を把握し、安全上の課題を抽出することから始めましょう。
- (2) 次に、緊急時に必要な対応を確認し、役割分担をしましょう。
- (3) そして、次のポイントを参考に、それぞれの施設の状況に合う独自の防犯マニュアルを作成

しましょう。

- ① 施設の規模（利用者の数、施設職員数、敷地面積等）
- ② 施設の状況（門扉や扉の状況、施設棟・事務室等の配置、来所者の動線等）
- ③ 地域の状況（都市、郊外、山間、商店街、住宅街、工場地域、近隣施設の有無等）
- ④ 利用者の状況（障害特性、支援区分、来所方法、来所時間帯等）
- ⑤ 緊急関係機関との連携状況（警察、病院までの距離等）
- ⑥ 地域の体制（ボランティア、施設への理解がある地元住民団体の状況等）

4 作成（見直し）の手順

マニュアルは作って終わりではありません。緊急事態において的確な決断を下すためには、あらかじめ対処の方策について検討を重ね、日頃から継続的に訓練し、非常時の状況をイメージしておくことが必要です。

具体的には、まずマニュアルを作ります（Plan）、**最初から完璧なものを求めないように**しましょう。

① 防犯マニュアルの原案作成

管理職、安全担当者などが中心となり、各施設の状況や地域の実状等を踏まえ、国等の作成した防犯マニュアルを参考にして、まず原案を作成します。

② 協議

修正施設の安全に関わる組織（理事会、委員会等）に意見を求め原案を修正します。

③ 原案についての意見聴取

警察や消防など関係機関の意見を聴取します。

④ 原案の再修正

なるべく多くの職員が関与して協議し、共通理解のもと、マニュアル(案)をつくります。

⑤ 施設の防犯マニュアルの決定

意思決定機関により防犯マニュアルを決定し、研修などを通して職員に周知します。

次に、定めた体制や事前対策を教育・訓練により実行し（Do）、その内容を点検し（Check）、マニュアルを見直す（Act）といったPDCAサイクルを回してください。緊急事態にスムーズに動けるよう、より良い計画に改善していきます。

5 見直し・改善のポイント

作成した「防犯マニュアル」は、実際に機能するかどうか、防犯の専門家の協力を得て訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う必要があります。その際、下記のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的です。

- ① 人事異動、退職等による分担や組織の変更はないか。
- ② 施設設備や通所経路、利用者の状況に変化はないか。
- ③ 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- ④ 防犯訓練、研修会等の図上訓練（机上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- ⑤ 先進事例や社会情勢の変化等から、不足している項目はないか。

防犯対策における点検・改善ポイント

施設の防犯対策に関する点検・改善におけるポイントは次のとおりです。

- ① 施設の状況に対応した守り方の設定
- ② 施設の弱みと強みの把握
- ③ 点検の時期、担当の決定
- ④ マニュアルの点検・改善

① 施設の状況に対応した守り方の設定

- (1) 点検・改善においては、まず、個々の施設の運営方針、施設、周辺環境等に対応した「守り方」を設定することが重要です。

例えば、施設を守るに当たって、敷地外周を第一警戒線としてフェンス等で守り、仮に不審者が侵入しても敷地内（警戒ゾーン）の早期発見に努め、また、施設外周を第二警戒線として施設内への侵入を防ぐこととするなど防犯の基本方針を明確にします。

- (2) その際、敷地内だけでなく周辺道路等の状況、不審者の接近・侵入経路の想定、侵入行為に対します監視性の状況把握、周辺環境にも対象を広げて行うことが重要です。

例えば、点検を実施するに当たり、施設の現状に基づき、防犯に係る施設の望ましい姿を予め設定する、施設内の歩行者動線・車両動線の点検のほか、周辺地域における危険箇所の点検等を行う、周囲の道路の交通量や外灯の有無等の暗がりも点検するなどです。

② 施設の弱みと強みの把握

- (1) 防犯対策に必要な領域性の確保、視認性の確保、緊急時の対応等の観点から、施設の現状を把握し、個々の施設の「守り方」に対する問題点とその場所、課題等の「ウィークポイント（弱み）」を知り、関係者で共有することが重要です。

- (2) 点検・改善にあたっては、施設の「弱み」だけでなく、職員、地域住民等による防犯体制等の「強み」も念頭に置きながら実施するようにしましょう。

③ 点検の時期、担当の決定

- (1) 実効性のある防犯対策を継続的に行うためには、施設関係者等の共通理解に基づき、かつ、負担等を考慮しつつ、点検・改善の時期、項目、役割分担等を設定することが重要です。

例えば、「安全マップ」の作成を施設関係者が共同で実施することで、多様で総合的な観点から点検を可能にします。

- (2) 点検時期は、施設形態の変化、季節の変化、人の変化及び施設活動の変化等を考慮して設定する

ことが重要です。

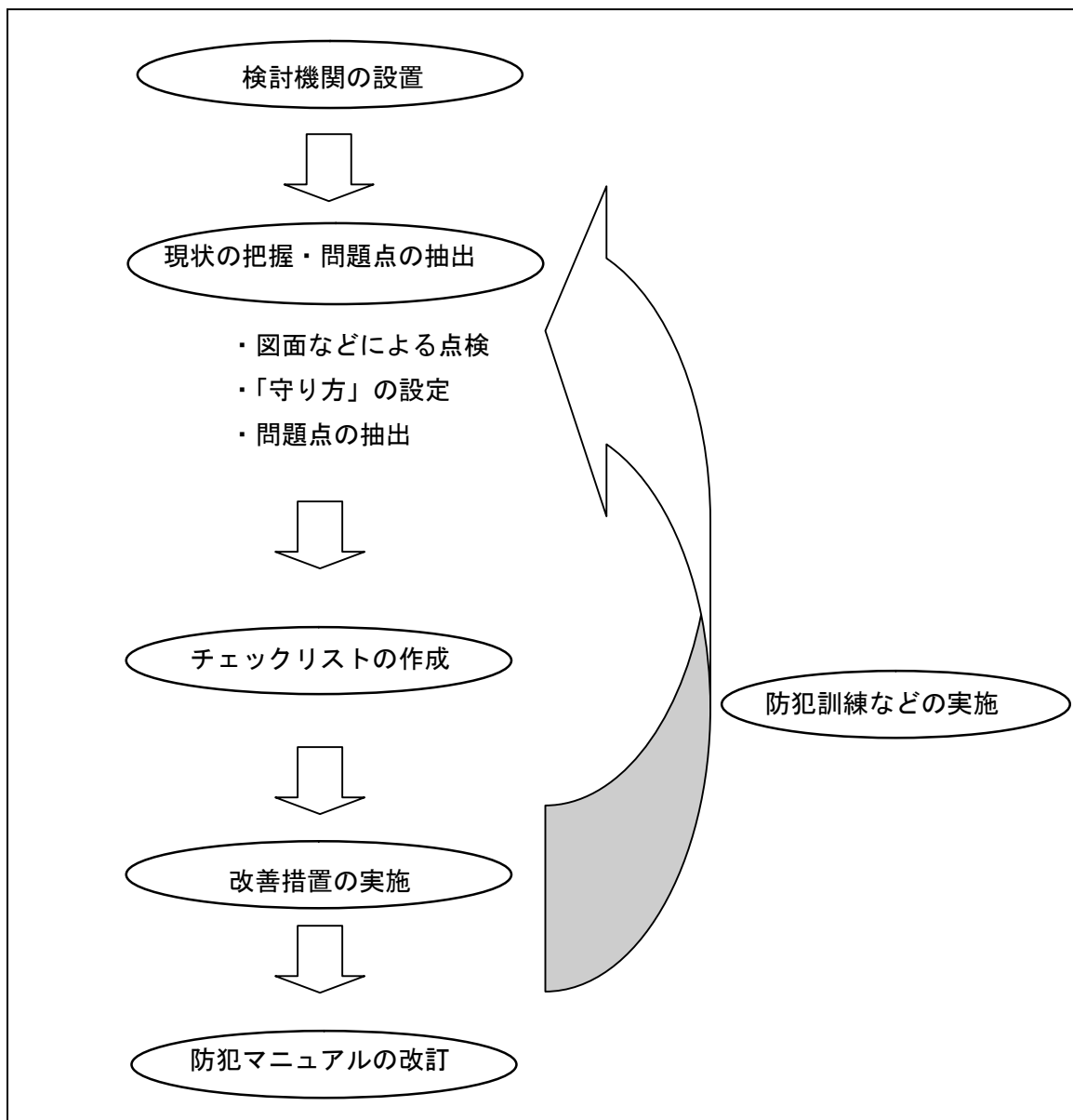
例えば、防犯対策の継続性を確保するために、防犯に係わる職員等の人事異動を捉えて、点検・評価する必要があります。

- (3) 多角的・総合的な観点から点検・改善を行うために、複数の視点により取り組むことが重要であることから、職員だけでなく保護者や地域住民等と共同で点検・改善作業を実施しましょう。なお、複合施設の場合は、併設施設の職員等とも連携して、点検・改善に取り組むことが重要です。

④ マニュアルの点検・改善

防犯施設に関する点検・改善を継続的に実行するためには、施設の現状、運営方法に見合った点検・改善のポイント、手順等を整理した「点検・改善チェックリスト」を作成し、運用することも有効です。

PDCAフロー



緊急対応訓練計画の作成について

1 はじめに

「予想される危機を未然に回避すること」と「発生した危機の影響を最小限に押さえること」の両側面から、職員一人ひとりが日常の施設活動の中で安全管理意識を持ち、さらに、施設長がリーダーシップを発揮し、組織的にリスクマネジメントしていくことが必要です。

2 訓練の必要性

- ア 職員や入居者等の危機管理意識を高めます。
- イ 外部からの侵入者への対処の仕方を具体的に研鑽するとともに、緊急時の連絡や施設組織体制の確立を図ります。
- ウ 反復訓練によって、職員や入居者等が危機的状況において冷静に行動できる能力を身につかせます。

3 訓練計画の立て方

- ア 訓練の目的を明確にします。
- イ 警察や消防等他機関・部署等との連携による訓練をします。
- ウ 施設の立地条件、建物内の状況、職員(男女別構成比)や入居者等の数等実情に応じて、避難経路及び効果的な避難方法の確認をします。
- エ 侵入者の凶器所持の有無、危険度等あらゆる場面を想定した効果的な訓練とします。
- オ 危機に直面して、職員がそれぞれの役割を熟知して、役割分担に沿って行動できるように訓練を行うとともに、入居者等に対しても緊急時にとるべき行動を体得させるような訓練をします。(緊急度に応じた訓練の実施)
- カ 暴漢に対する牽制訓練、緊急時の連絡通報訓練を短時間に反復した、実践的な訓練を取り入れます。

4 訓練の実施

- ア 反復して実施する。
- イ 訓練は、体が条件反射的、自然に行動できるようにします。
- ウ 職員や入居者等がそれぞれの役割や行動を理解できるように訓練します。
- エ いざという時恐怖感や緊張感等から声が出なくなるため、訓練中「声を出す」ように心がけます。
- オ 実施後にできた点、できなかった点について振り返りを行い、記録を残し、次回の訓練に役立てます。

緊急対応訓練計画書作成例

不審者侵入に対する緊急対応訓練計画書

1 訓練目的

不審者侵入等緊急時における、不審者への職員の対応、入居者等の避難・誘導が円滑に行われるようにする。

2 訓練日時

平成 年 月 日 午前 11 時から午前 12 時まで

3 訓練場所 2F〇〇ユニット周辺及び事務室

4 訓練要員

施設長以下職員 10 名

家族等 2 名

※ 職員のみや入居者等参加の訓練もありうる。

5 訓練指揮及び指導員（進行係等）

(1) 総指揮 施設長又は事務長

(2) 指導 介護課長

6 役割分担

別紙 1 のとおり。

7 訓練項目

※ 全ての訓練項目を入れた総合訓練や項目毎の部分訓練を実施する。

(1) 不審者対応

(2) 通報連絡

(3) 避難誘導

(4) 暴漢に対する牽制 等

8 訓練想定

- ・ 2F〇〇ユニットに不審者が侵入して暴れている。
- ・ 発見職員は直ちに居室に備え付けのナースコールや防犯ブザーを押すと同時に、大声で近くのユニットに急を知らせる。
- ・ 近くのユニットの職員は連携して不審者が侵入したユニットの応援に向かい、暴漢の牽制、説得にあたる。
- ・ その他の職員は直ちに 110 番、119 番するとともに、他の職員は放送設備、緊急通報設

備で他職員等に急を知らせる。

- ※ 最初から不測の事態を想定した短時間での訓練を行うのではなく、まずは基本的対応をゆっくり時間をかけながら、体得させる。
- ※ 基本ができれば、応用を取り入れることも重要である。
- ※ 過去の教訓を踏まえた訓練を実施することが重要である。

9 訓練進行

別紙2のとおり。

10 その他

- (1) 避難経路、不審者、職員等の動き等を図面にしておくと分かりやすい。
- (2) 訓練計画の策定及び実施については、必要に応じて警察との連携を考慮する。

訓練体制表（例）

役割	担当者	内容
総括	施設長	
記録	事務主任	できているところ、できていなかったところを重点に記録する。
訓練指導	介護課長	準備、進行、総括指導
不審者	○△○○	ナイフを持った不審者として2F○○ユニットに現れ、大声で暴言を吐き、ナイフをちらつかせる。
応対者1	○○△○	○○ユニット勤務者。不審者を発見し、不審者に声をかける。
応対者2	○○○△	○○ユニット勤務者。防犯ブザーを鳴らすとともに、防御できるものを探して不審者のけん制を行う。
応対者3	□○○○	防犯ブザーの音を聞きつけ、大声を出して応援を求めるとともに事務室に連絡。
応対者4	○□○○	△△ユニット勤務者。防御できるものを探して不審者のけん制を行う。
通報係	○○□○	110番通報を行う

訓練タイムテーブル表（例）

時間	想定	職員の動き	入所者の動き	備考（指示等）
11:00	日中を想定			訓練開始指示
11:10	不審者が2F○○ユニットに現れる	（声かけ訓練） ・「どちらさまですか」「どこに御用ですか」と声をかけながら、相手の動きに対応する。		不審者は比較のおとなしい者を想定
11:15	対応者3が現れる	・大声で応援を求める		
11:20		（通報訓練） ・防犯ブザーを鳴らす ・事務室に連絡	入所者数名は、職員とともに不審者と対峙。	あらかじめ警察と連絡をとっておき、パトカー派遣をお願いしておく
	対応者4が現れる	防御できるものを探して不審者のけん制を行う		
11:25		・直ちに110番通報する	その他者は不審者から離れる。	
11:45	講評			

防犯対策の強化に係る施設整備費補助の概要※

1 趣旨

平成 28 年度国の補正予算が成立されたことから、既存障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じるための費用に対して助成します。

2 補助金交付の仕組み

国から県又は市町に補助金を交付し、県又は市町が申請者（事業者）へ補助します。負担割合は、国が補助基準額の 1/2 です。事業者の負担割合や補助基準額の上限額は施設種別により異なりますので、お問合せください。

申請の流れは、申請者（施設）が県又は市町を通して国へ協議書を提出します。

国が、事業内容を審査の上、補助採択を行います。ただし、協議書提出により、補助金の交付を約束するものではありません。

申請者は、補助採択された場合には、内示後に工事に着手し、年度内に完了した後に補助金の交付を受けとります。

3 補助対象事業所

高齢者、児童及び障害者関係の福祉事業所ですが、補助対象の事業所であるかどうかについては、あらかじめ問い合わせてください。

4 補助対象となる事業

(1) 総事業費が 300 千円以上の門、フェンス等の設置・修繕を行うための整備費です。なお、入所施設等は別に金額を定めている場合もあります。

(2) 対象工事の例示

110 番直結非常通報装置設置工事、防犯カメラ設置工事、カメラ付きインターホン設置工事、人感センサー設置工事、その他の安全対策に必要な工事

(3) 留意点

施設と一体的に実施する工事を補助対象としており、設備・備品のみ購入費用は補助対象外です。また、非常通報装置等のように工事後に月額の使用料等がかかるものについての工事費用については補助対象になりますが、月々の使用料等については補助対象外です。

5 問合せ先

- 高齢者関係施設 各市町高齢者担当部署
- 障害者関係施設 静岡県障害者政策課 電話 054-221-2328
- 児童関係施設 静岡県子ども家庭課 電話 054-221-2307

※ 当概要は、平成 28 年 10 月 25 日現在の内容で、現在は既に補助の申込みは締め切っております。なお、平成 29 年度については未定です。

防犯設備工事、警備等委託の参考価格表

1 防犯設備工事の参考価格

工事区分	工事概要	会社	目安金額*
外部通報システム	非常通報ボタン(2個)・制御装置を設置する (対象は急行25分圏内のみ)	A社	30千円
		B社	20千円
		C社	30千円
外部自動通報システム(機械警備)	窓開閉センサー(10窓)と室内感知センサーにより自動通報 (対象は急行25分圏内のみ)	A社	200千円
		B社	100千円
		C社	100千円
防犯カメラシステム	防犯カメラを4台設置する	A社	1,500千円
		B社	1,000千円
		C社	1,150千円
防犯カメラクラウドサービスシステム	防犯カメラを4台設置する	A社	—
		B社	—
		C社	980千円
赤外線装置設置工事	門に赤外線装置を2台設置する	A社	1,200千円
		B社	1,000千円
		C社	1,050千円
防犯ガラス取替工事	既存のガラスを防犯ガラスに取り替える (既存ガラス廃棄代含む)	C社	40千円/m ²
		D社	85千円/m ²
防犯フィルム貼付工事	窓ガラスに防犯フィルムを貼付する	C社	30千円/m ²
		D社	55千円/m ²
		E社	20~30千円/m ²

※ 各社にあくまでも参考ということで提示いただいた金額です。(税別。平成28年10月現在)

2 警備、保守点検等委託の参考価格

種類	警備概要	会社	目安金額※
夜間常駐警備	20 時～翌 9 時に常駐し、警備（1 人。休憩 3 時間有）	A 社	3,500 円/h
		B 社	1,200 千円/月
		C 社	900 千円/月
夜間巡回警備	警備用車両で不定期巡回を 1 回（30 分程度）	A 社	12 千円/回
		B 社	500 千円/月
		C 社	310 千円/月
外部通報システム	非常通報ボタン・制御装置により見守り及び急行（25 分圏内のみ対象）	A 社	13 千円/月
		B 社	15 千円/月
		C 社	10 千円/月
外部自動通報システム（機械警備）	窓開閉センサー（10 窓）と室内感知センサー（25 分圏内のみ対象）	A 社	20 千円/月
		B 社	18 千円/月
		C 社	20 千円/月
防犯カメラシステム	防犯カメラ 4 台の保守点検	A 社	28 千円/年
		B 社	50 千円/年
		C 社	57 千円/年
防犯カメラクラウドサービスシステム	防犯カメラ 4 台により、モーション時間だけ録画（保管期間 7 日）	A 社	—
		B 社	—
		C 社	11 千円/月
赤外線装置	赤外線装置 2 台の保守点検	A 社	28 千円/年
		B 社	—
		C 社	52 千円/年
記録一体型街頭カメラ（映像を 5 日保管）	1 台のリース・点検（設置費込）	F 社	7 千円/月
防犯講習	座学により犯罪の基礎知識及び犯罪を発生させない環境づくりを身につける	A 社	—
		B 社	—
		C 社	150 千円/h
防犯研修	不審者侵入に対する防犯訓練など実技を通して学ぶ	A 社	—
		B 社	—
		C 社	38 千円/h

※ 各社にあくまでも参考ということで提示いただいた金額です。（税別。平成 28 年 10 月現在）

(財)全国防犯協会連合会推奨
優良防犯ブザー

商品番号 310-013 **ミオマモルちゃん Neo**

ミオマモルちゃんが
新しく生まれ変わりました!
ゴム製のカバーがついて
衝撃に強く、防滴構造に!



※取り外しのできるルト付

●サイズ 83×50×24mm ●音量 87dB以上 ●電源 単4電池2ヶ(テスト用電池付)
●重さ 約64g(電池含む) ●包装 紙箱

@550円
(50ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-048 **ガーディアン**

しっかりしたライト付
ベルトでランドセルや鞆などに
取り付けられます。



固定バンド付

●サイズ 86×48×24mm ●品質 ABS他 ●音量 90dB ●電源 単4電池2ヶ(テスト用電池付) ●重さ 約72g(電池含む) ●包装 紙箱

@690円(50ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-002 **ビーンズタイプ**

フックストラップと裏側クリップが便利

※セーフティジョイント付
ひも添付



●サイズ 64×52×28mm ●音量 97dB以上 ●電源 ボタン電池LR-44 4ヶ(テスト用電池付)
●重さ 48g(電池含む) ●包装 紙箱

@695円
(50ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-008 **ライト付防滴型 超音ブチアラーム2**

4Khzの高音で
鳴り響きます。

落下試験クリア

防滴



●サイズ 72×42×15mm ●音量 100dB以上 ●電源 ボタン電池LR-44 4ヶ(テスト用電池付) ●重さ 約35g(電池含む) ●包装 紙箱

@890円(50ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-036 **反射 防犯ブザー B2**

夜の熟睡もコレで安全!

車のライトに反射する
リフレクタータイプ

ランドセル対応
ベルト付

名札シート付

落下試験クリア



●サイズ 50×52×31mm ●音量 88dB ●電源 ボタン電池LR-44 3ヶ(テスト用電池付) ●反射材 リフレクター ●重さ 約32g(電池含む) ●包装 プリスターパック

@700円(50ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-200 **防滴防犯ブザーライト付**

防犯ブザーのハイエンド機
強力なブザーとライトが頼もしい
さらにうれしい防滴加工

防滴

1 LED



反射付

セーフティジョイント

ヒモを引くとブザーが鳴ります

●サイズ 34×103×38mm ●品質 ABS他 ●音量 90dB以上 ●電源 単4電池2ヶ(テスト用電池付) ●重さ 約90g(電池含む) ●付属品 セーフティジョイント付射ネックストラップ ●包装 紙箱

@600円(50ヶ・税別・送料サービス)

※案内 ライト類はP165~170にもあります。

商品番号 **310-111** **ストラップ付ホイッスル**

ストラップ付ホイッスル。
いざという時の「SOS」代わりに。



●サイズ 71×28×7mm ●品質 本体PS
他 ●セーフティジョイント付ひも ●名入 透明
シール(15×35mm)印刷したものを本体
に貼付 ●包装 台紙付PP袋

@67円(300ヶ・税別・名入・送料サービス)

商品番号 **060-480** **反射 SOSキーホルダー**

防犯、防災、アウトドアに。
光で確認、笛で合図!!



●サイズ 63×39mm
(ボールチェーン除く)、
笛:8φ×30mm ●品質
塩ビ、笛:金属 ●反
射材 プリズムシート
●包装 台紙付PP袋

@320円
(100ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 **310-120** **スーパーホイッスル**

カラフル&軽量のプラホイッスル!
クラス毎に、チーム毎に色分けしたり...



商品番号 **310-120**

商品番号 **310-122**

商品番号 **310-121**

●サイズ 49×19×20mm
●品質 PS樹脂、コルク ●
セーフティジョイント付ひも
●包装 PP袋

@83円
(300ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 **310-107** **アニマルレスキューホイッスル**

アクセサリーにもなるかわいいホイッスル



●サイズ 65×20×7mm ●品質 本
体PS ●色・イラスト 5種取り混ぜ ●
包装 台紙付PP袋

@64円(300ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 **310-102** **反射付 プラホイッスル**

車のライトでピカッと光る
反射付き



●サイズ 49×20×17mm ●品質 本体
:ABS、ひも:PP、反射シール:PET ●反
射材 ビーズ布 ●ひも付 ●色 ホワイト
●包装 PP袋

@90円(300ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 **320-051** **スプリングキーホルダー**

ナスカン付きの、
のび～るキーホルダー。
子どもから大人まで、
いろいろなところで利用できます。



5色
取り混ぜ

リング ナスカン
こ～んなに伸びます
(約800mmまで)

●サイズ スプリング:11φ×110mm(全
体長180mm) ●品質 ホウロタン・鉄・
亜鉛合金 ●色 ブラック・クリア・ブルー・
グリーン・ピンク 5色取り混ぜ

@85円(300ヶ・税別・送料サービス)

防
犯

ホイッスル

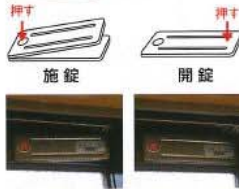
子ども向けグッズはP143に掲載



商品番号 320-063 **サッシ引戸用補助錠 ワンタッチ・シマリ** 特許登録済

取り付けはシールをはがして貼るだけ!

ご使用方法 簡単な操作でOK!



※戸の上下に取り付けますと防犯効果は一層増します。



東京防犯協会連合会推薦品515号

- サイズ 25×80×3.5mm
- 品質 ステンレスに焼付塗装
- 包装 台紙付ビニール袋
- スローガン・名入 本体にシール貼り、台紙裏面に印刷
- 取付可能隙間 4～10mm

@285円
(200ヶ・税別・名入・送料サービス)

商品番号 320-060 **補助錠 開かずの窓**



- サイズ 60×40×24mm
- 品質 ダイキャスト
- 取付可能隙間28～42mm
- 色 グレー・ブラック 2色取り混ぜ
- 包装 プリスターパック

@98円(300ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 310-015 **侵入警報 ガードマン**

ドア・窓が開いたら警報が鳴るように取り付けます。



- サイズ 62×30×20mm
- 品質 PS
- 電源 ボタン電池LR44 3ヶ付
- 包装 プリスターパック

@98円(300ヶ・税別・送料サービス)

商品番号 320-030 **ひったくり防止 イラスト付カゴネット**

実用本位のリーズナブル品

数量限定



荷物の飛び出し防止! & ひったくり防止!



数量	税別単価
300ヶ以上	@78円
1000ヶ	@73円

【備考】送料サービス

- サイズ フリー
- 色 青・黒 2色取り混ぜ
- 包装 PP袋



商品番号 320-028 **カゴカバー**

ひったくり防止にオシャレなチェック柄カゴカバー



数量	税別単価
300ヶ以上	@98円
1000ヶ	@96円

【備考】送料サービス

- 外装 250×160mm PP袋
- 内容物 H350×W380×D280mm ポリエステル製カゴカバー・チャック付 1ヶ
- 色 黒・紺・茶 チェック柄 3色取り混ぜ

防犯

補助錠・カゴネット

防犯センサーライトはP119/P170に掲載



商品番号 310-050

COLOR SHOOTER

カラーシューター

●サイズ 60φmm ●品質 ポリスチレン ●内容液 水性蛍光塗料 ●重さ 約100g ●包装 スチロールケース 2ヶ入 設置店シール付(1ケースにつき1枚)
※交換期限約3年

1ケース @1,700円(2ヶ入)
【備考】送料サービス(20ケース以上) ●税別

**防犯カラーボール
設置店**

ヒット!

●犯人の足元に投げつけるだけでOK!
投げる時のポイントは、**逃走する犯人の足元を狙う**ことです。カラーシューターが足元で割れて色鮮やかな液体を広範囲に飛散させることで犯人や車両に付着します。

●設置店シールプレゼント!
●シールサイズ 160×80mm
●品質 ユホ製・再はく離タイプ

●特殊液弾が犯人逮捕に効果を発揮!
●2,3日は消えない特殊な匂いが付いており、警察犬などの捜査に役立ちます。
●蛍光液が入っているの、付着すると夜間でもよく目立ちます。

特長

- 転がりにくい多面体なので置く場所を選びません。
- 当たった時割れやすい、多面体構造です。
- 溶液充填率が約100%で、変化球になりにくい。
- 女性でも投げやすいサイズ・重さです。

商品番号 310-051

練習用ボール(内容液は水)あります。

●サイズ・品質・重さは本物と同じ

1ケース @1,000円(2ヶ入)
【備考】送料サービス(20ケース以上) ●税別

商品番号 310-058

スカットボール

ロングセラー

犯人に投げつけるだけでOK!

●サイズ 60φmm ●品質 (キャップ含む)ポリスチレン ●重さ 約140g ●包装 スチロールケース 2ヶ入 ※交換期限約3年

1ケース @1,300円(2ヶ入)
【備考】送料サービス(36ケース以上) ●税別

保険付
対人・対物
100万円

特長

- 容器は飛散性を高めた樹脂材(無公害素材)採用。
- 内容液は捜査犬に反応の高い着臭剤入り水性蛍光着色液。
- 長期間の保存でも沈殿が少なく、即投でき可能。

商品番号 310-990

等身大パネル

容疑者の写真をパネルに!!

オリジナル例

お医者さんへ
2週間以上続く不眠は
お医者さんへ

「ババ、ちゃんと寝てる?」

段ボールスタンド

●サイズ 約1800×900×5mm
●品質 本体:スチレンボード

参考価格
@30,000円~
(1体・税別・送料サービス)

商品番号 310-072

スタンドポリス

ダンボール製・軽量なので
移動がカンタン!

さりげ可能なスライド式

この大きさとこの価格!!

●サイズ 1690×580×350mm
●品質 両面コートBダンボール

@6,000円
(税別・荷造送料別)

防犯
カラーボールパネル

商品番号 011-600 **センサー式 LEDソーラーライト 10L**

N市内で設置したところ、防犯効果がみられました。(認知件数約20%減)

ネジ止めは勿論、ライトもパネルもそれぞれクランプ付(計2個)。



●サイズ 本体:67×188×147mm、ソーラーパネル:98×196×50mm ●品質 プラスチック他 ●重量 本体:300g、ソーラーパネル:230g ●包装 紙箱

@4,286円
(10ヶ・税別・送料サービス)



センサー探知で自動点灯・消灯
電気代0円!
コンセントのない所でも設置できる!



コード長5m

1wLEDで白熱球約10wの明るさ*

- ◆探知範囲 約140°・6m
- ◆電球寿命 約5万時間
- ◆昼・夜点灯切替機能付
- ◆点灯時間 約10秒・約30秒・約30秒の点滅
- ◆ソーラーパネルコード 約5m

1日平均点灯回数
※点灯時間を30秒にした場合

- 春夏秋.....1日平均約50回
※東京 充電可能な平均日照時間3時間
- 冬.....1日平均約30回
※東京 充電可能な平均日照時間2時間
- 満充電の場合...約150回点灯

※案内 家庭用コンセント・電池式もあります。

PORTA PORTA INDUSTRY co.,Ltd. General Catalog 2016

3D透明防置楯

●強化ガラスの約200倍の耐衝撃性を有するポリカーボネートを3次元(球面)加工し、シリコンハードコート加工(メラミンコートに比べ25倍の耐熱性)を施し、より強度を増していますから従来では考えられなかった程の強度、軽量化が実現しました。

●投石、投打からは勿論、万物に対する耐圧に關しても相手の動きが分り、迅速に対応できます。また、本品は自己消火性がありますので、火災リスクにも安心です。

SBS-605HS | SBS-805HS | SBS-605HSC | SBS-805HSC | SBS-1105HSC



型式	SBS-605HS	SBS-805HS	SBS-1105HS	SBS-605HSC	SBS-805HSC	SBS-1105HSC
エッジガード	—	—	—	エッジガード付	エッジガード付	エッジガード付
持手	1	2	2	1	2	2
材質	ポリカーボネート樹脂(シリコンハードコート加工 t=5mm)					
寸法	H598mm×W390mm	H800mm×W460mm	H1,110mm×W535mm	H405mm×W410mm	H830mm×W490mm	H1,150mm×W565mm
重量	約1.7kg	約2.8kg	約4.5kg	約1.9kg	約3.9kg	約4.7kg
取組ケース	ナイロン製ケース(入組)		—	ナイロン製ケース(入組)		
	@3,000円	@3,600円	@4,700円	@3,000円	@4,000円	@4,900円

送料別
(税別)

商品番号 310-090 **身長計ステッカー**

犯人のおおよその身長を色で判断できます。



●サイズ 500×80mm
●品質 塩ビ

名入例(有料) ●品質 塩ビ
@250円(100枚・税別・送料サービス)

商品番号 320-202 **ネットランチャー**



引きヒモ 5.5m×4本付

@24,800円(税別・荷造送料別)

- point 1** すぐれた耐風性能
風速3m/s下で、射程距離3.5m
- point 2** 拘束力の向上
4本の引きヒモで相手の動きを抑制
- point 3** コンパクト化
従来より13cm短く27cmに
- point 4** かんたん操作
発射スイッチを直観的に操作
- point 5** メンテナンスフリー
埋込式リチウム電池のため電池交換が不要(4年間以上)
- point 6** 耐水設計
生活防水レベルの耐水性。雨天、屋外で使用可能
- point 7** 確かな安全性
非火薬のガス発生剤を使用

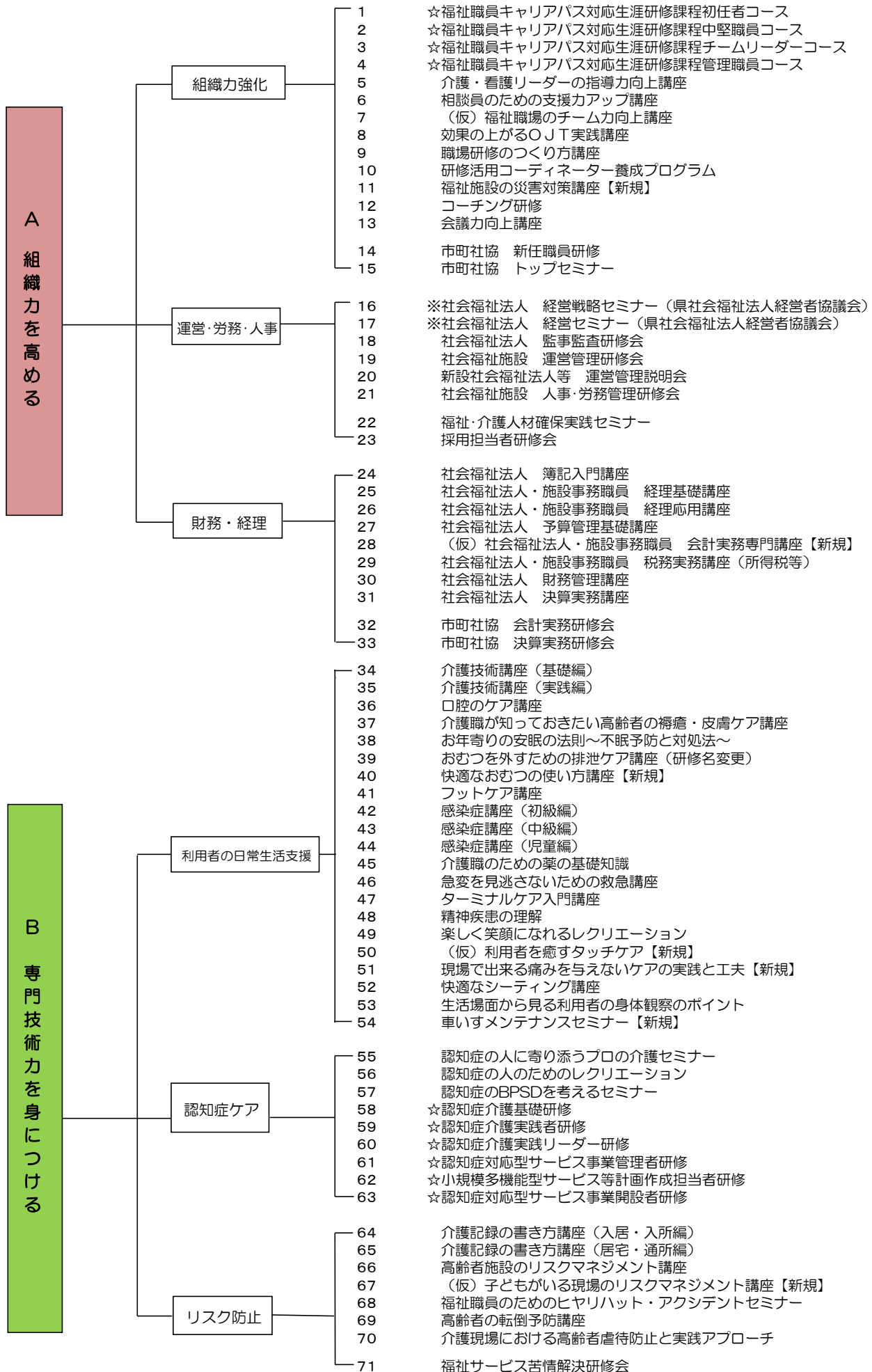


●サイズ 本体:100φ×270mm、ネット:3.2m×3.2m ●品質 本体:プラスチック他、ネット:超高強度ポリエチレン ●射程距離 約2m~3.5m(屋外にて風速3m/s時) 無風時最大射程距離5m ●引きヒモ 5.5m×4本(ST-S) ●作動電源 特殊リチウム電池 ●保証期間 購入後4年 ●日本製

■リプレイス対応品(詳しくはお問い合わせください)



平成29年度 静岡県社会福祉協議会 研修計画全体図



B
専門技術力を身につける

職種別

- 72 (仮)「食」の研修
- 73 看護職員研修
- 74 ※ホームヘルパー全体研修(県ホームヘルパー連絡協議会)
- 75 ※ホームヘルパー一般研修(県ホームヘルパー連絡協議会)
- 76 ※ホームヘルパー地区別研修(県ホームヘルパー連絡協議会)
- 77 ※サービス提供責任者研修(県ホームヘルパー連絡協議会)
- 78,79,80 ※肢体不自由児療育指導者講習①②③(県肢体不自由児協会)
- 81 障がい者社会参加促進シンポジウム
- 82 社協<CW>職員研修【実践編】
- 83 社協<CW>職員研修【ファシリテーション編】
- 84 社協<CW>職員研修【基礎編】
- 85 ボランティアコーディネーター研修
- 86 生活支援コーディネーター養成研修
- 87 市町社協 監事研修
- 88 市町社協 新任事務局長研修
- 89 社協災害対応研修会
- 90 地域福祉コーディネーター<CSW>養成研修
- 91 日常生活自立支援事業 専門員研修会(基礎)
- 92 日常生活自立支援事業 専門員研修会(応用)
- 93 日常生活自立支援事業 新任生活支援員研修会
- 94 日常生活自立支援事業 現任生活支援員研修会
- 95 生活福祉資金新任担当者研修会
- 96 生活福祉資金担当者研修会

C
人間力を高める

倫理

- 97 コンプライアンス講座
- 98 権利擁護・成年後見セミナー(基礎編)
- 99 権利擁護・成年後見セミナー(実務編)

対人関係

- 100 接遇・マナー・コミュニケーション講座
- 101 指導者のための接遇マナーと部下指導のポイント講座
- 102 アンガーマネジメントを学ぶ講座
- 103 「実践理論」を活用した専門職教育法講座
- 104 入居者家族とのより良い関係づくり講座
- 105 共感を得る「ことば」講座

リフレッシュ

- 106 福祉職場のストレスマネジメント講座
- 107 福祉職のためのリフレッシュ講座

D
地域福祉を支える力を身につける

- 108 ※法定地区民児協会長研修会(県民生委員児童委員協議会)
- 109 ※主任児童委員研修会(県民生委員児童委員協議会)
- 110 ※相談技法研修会(県民生委員児童委員協議会)
- 111 地域福祉教育推進セミナー
- 112 ボランティア活動推進セミナー【新規】
- 113 福祉の職場体験
- 114 福祉の就職支援セミナー
- 115 ☆潜在保育士職場復帰支援研修
- 116 ☆学んでなっとく!はじめての介護講座(壮年活躍実現講座)【新規】

※印は県社協の団体受託研修

☆印は行政からの受託研修(内容変更の場合あり)

（別添）

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

（1）所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。
防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交換する。
 - ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）
例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
敷地や建物への出入口を限定する。
 - ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）
例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。
 - さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を

求める。

- ・事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- ・(利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。
 - ・事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
 - ・不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
 - ・不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
 - ・不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。

～参考にさせていただいた主な文献～

- 学校の危機管理マニュアル
平成19年11月 文部科学省
- 学校施設における防犯対策の点検・改善のために
～学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書～
平成19年8月 文部科学省
- 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集
～学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書～
平成21年3月 文部科学省
- 県有施設防犯点検マニュアル
平成28年4月 静岡県くらし・環境部
- 学校の防犯マニュアル
平成22年3月 横浜市教育委員会

福祉施設防犯対策マニュアル

(平成 29 年 3 月)

福祉長寿局福祉指導課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

TEL 054-221-2039 FAX 054-221-2142